

『ケアマネジャー試験過去問でる順一問一答 2024』

2024 年介護保険制度改正・介護報酬改定による本書の変更点について

介護保険制度・介護報酬の改正に伴い、本書の記述に訂正が必要なものを取り上げています。

【1 介護支援分野】

頁	改正箇所	改正内容
50	表中「居宅サービス計画」の「モニタリング」	<p>1月に1回 利用者の居宅を訪問 利用者に面接</p> <p>→次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。</p> <p>ア 利用者の同意を得ること。</p> <p>イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状態が安定していること。 ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。 ・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 <p>ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。</p>
65	問題 68 解説	<p>利用者の数が35人又はその端数を増すごとに1人を増員とする</p> <p>→原則、要介護者の数に要支援者の数に1／3を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1／3を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする。</p>
75	問題 107 解説	<p>少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること</p> <p>→少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること（ただし、一定の要件を満たした場合に、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月はテレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施ができる）</p>

79	問題 133 解説	所得区分が原則として <u>9 段階</u> → 所得区分が原則として <u>13 段階</u>	※解答が「○」→「×」に変更
----	-----------	-----------------------------------------------------	----------------

【Ⅱ 保健医療サービスの知識等】

頁	改正箇所	改正内容
165	「人員基準」表中 「管理者」	(管理上支障がない場合は、 <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に 従事可能</u>) → (管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事可能)
165	「運営基準」表中 「協力病院等」	<u>あらかじめ協力病院を定めておかなければならない(義務)。また、あらか じめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない(努力義務)</u> → <u>在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効 性のある連携体制を構築するために、以下の要件を満たす協力医療機関(iii の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めることを義 務付ける(複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても 差し支えないこととする。)</u> 。その際、 <u>3年の経過措置期間を設ける。</u> <u>i 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応 を行う体制を常時確保していること。</u> <u>ii 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している こと。</u> <u>iii 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力 医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められ た入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u>

【Ⅲ 福祉サービスの知識等】

頁	改正箇所	改正内容
261	「人員基準等」表 中「管理者」	管理上支障がなければ、事業所の他の業務や <u>同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができる</u> → 管理上支障がなければ、事業所の他の業務や他の事業所、施設等の職務に 従事することができる

263	「福祉用具貸与に係る福祉用具（13種目）」	<p>「⑧スロープ」「⑨歩行器」「⑩歩行補助つえ」についての追加事項</p> <p>利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入したほうが利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。</p>
268	「人員基準」表中「管理者」	<p>ただし、管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内の他の事業所、施設等の職務との兼務可</u></p> <p>→ただし、管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務との兼務可</p>
269	「運営基準」表中「協力病院等」	<p><u>あらかじめ協力病院を定めておかなければならない（義務）。また、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない（努力義務）</u></p> <p>→在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の要件を満たす協力医療機関（iiiの要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、3年の経過措置期間を設ける。</p> <p><u>i 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>ii 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>iii 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p>
315	問題 226 解説	<p>ただし、管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>→ただし、管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>